

防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて、必要な事項を定める。

(貸出しの対象者)

第2条 貸出しの対象は、市、市の関係各機関・団体、教育機関のほか、防府市観光所管課長（以下「管理者」という。）が適当と認めるものとする。

(貸出物品)

第3条 着ぐるみ及びその装備品とする。

(使用の承諾)

第4条 着ぐるみの借用を希望する者（以下「借用希望者」という。）は、あらかじめ着ぐるみ借用申請書（別紙1）を管理者に提出、承諾を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出しを行わないものとする。

(1) 防府市や防府の観光等のイメージを損なうおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。

(2) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(4) 営利目的の活動に使用する場合。ただし、あらかじめ防府市と協議し、承認を得たものを除く。

(5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。

(6) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切であると認めるとき。

3 管理者は、着ぐるみの使用の可否について、借用希望者から提出のあった借用申請書の写しに記入の上、借用希望者に通知するものとする。

(貸出料金)

第5条 着ぐるみの貸出料金は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 管理者が貸出を承認した者（以下「借用者」という。）は、次の号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防府観光マスコットキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(2) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

(3) 着ぐるみの使用について、別紙2の注意事項を遵守して取り扱うこと。

(4) 使用時の状況がわかる写真を撮影し、可能な限り提供すること。

(貸出方法)

第7条 借用者は、管理者から着ぐるみを受け取り、使用後は責任をもって速やかに返却するものとする。

2 貸し出しに伴う搬入及び搬出は、借用者が行うものとする。搬送にかかる経費は借用者が負担する。

(紛失、汚損等)

第8条 借用者は、故意又は過失により着ぐるみを紛失又は汚損した場合、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第9条 着ぐるみを利用しての事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、管理者は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(補足)

第10条 この他この要領に定めのない事項は、借用者と管理者が協議して決定する。

附則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年1月9日から施行する。